

山梨県産材の需要拡大等の推進に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）積水ハウス株式会社（以下「乙」という。）及び一般社団法人山梨県森林協会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山梨県産材（以下「県産材」という。）のブランド力を高め、広くその価値を発信するためには、川上（素材生産事業者）から川中（木材加工事業者）、川下（建築事業者）までが連携して普及・PRに取り組むことが必要であることから、県と需要者である住宅メーカー、森林の整備・保全及び林業・木材産業の振興等を担う林業団体が、緊密に相互連携することにより、県産材の需要拡大及び都市と山村地域との交流促進を図り、もって県内林業・木材産業等の成長産業化と地域の活性化に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）山梨県の森林及び県産材の普及・啓発に関すること。

（2）県産材の需要拡大に関すること。

2 前項各号に定める事項を積極的に推進するため、甲、乙及び丙は必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙から書面による申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(その他)

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定め
ない事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自
1通を保有する。

平成29年12月15日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
積水ハウス株式会社 東京営業本部
営業本部長

丙 山梨県甲府市武田一丁目2番5号
一般社団法人 山梨県森林協会
会長
